

■ 橙

見直し案に反映する

■ 青

基本方針外で対応する

論点・ポイント	分類	意見	対応方針
経済効果、自立 運営の強化		エコツーリズムの中に経済効果やマーケティング視点をどこまで入れるかを冷静に議論するべきである。経済効果に関しては、他の取組と連動することもある。	ご意見のとおり「どうプロダクトにするか、マーケットにどう届けるか」といった踏み込んだ内容は見直し案に反映しないこととします。 一方で、ご意見も踏まえつつ、エコツーリズムへの取り組み方の中で、「観光旅行者等のニーズも踏まえる」点を追記しました。 ◆第1章2（2）
		エコツーリズムは地域の受け入れのあり方を考える、地域づくり的視点で考える政策。どうプロダクトにするか、マーケットにどう届けるかはエコツーリズムというよりは別の政策ではないか。	
インバウンド旅行者及び海外発信対策強化		マーケットイン、プロダクトアウト等の用語を用いてしまうと、その方向に大きく振られてしまう恐れがあるため、バランスを意識し、用語ではなく意味合いを重視し、柔軟な表現とする方が良い。	
	インバウンドの経済効果	世界からのお客様を対象にした観光を行うメリットは、地域にしっかりお金が落ちることと、その収益で保全活動が可能になること等である。そのようなスタイルの事例紹介ができればと考えている。	基本方針上は、インバウンドにも配慮し、対応できるようにするべき旨の方針とし、補足、追記しました。 ◆はじめに、第1章1（2）、第1章2（3）、3（2）ア
	保護と利用の好循環	インバウンドに関して、どう経済効果を生むかという事より、自然や文化をどう守るかを重視すべきではないか。保護と利用の好循環にどう繋げていくかが、基本方針にふさわしい視点ではないか。	現行基本方針においては、第1章3（1）アにおいて保護と利用の好循環、ワイズユースの視点などについて記載しております。ご指摘踏まえ、経済効果を求めすぎず、エコツーリズムの意義、目的を損なわない形で見直し作業を進めて参りたいと考えております。
	外側からの視点	（第1章2（3））「エコツーリズムに取り組む基本的な視点と配慮事項」について、当時はエコツーリズムを主導する地域の方が分かりやすいように作られていたのだと思うが、現状を踏まえるとインバウンドも含めた訪問者等の外側からの視点も入れるべきではないか。	本項はあくまでエコツーリズムに取り組む上での原則的な基本視点及び配慮事項として、地域目線である現状の記載を維持させていただきたいと考えております。 一方で、外側からの視点の重要性については、たとえばエコツーリズムへの取り組み方に、「観光旅行者等のニーズも踏まえる」点を追記することにより、その重要性を伝えたいと考えております。 ◆第1章2（2）
	留意事項	インバウンドと一括りにせず、それぞれの地域や国で自然への考え方やマナー等が全く異なることに注意が必要である。	今後、インバウンド対応に取り組む地域に対する支援等の中で参考とさせていただきます。
	環境教育	環境教育を目的として日本に来る外国人に対し、エコツーリズムの考えの中で何を提供できるのか、深める価値があると思う。	今後の検討事項とさせていただきます。
	情報発信	日本の自然保護の取組をどう世界に認知してもらうのか、エコツーリズムの中でやっていかなければならないと思う。	エコツーリズムの取組と国際理解、国際連携等との関係について整理しました。 ◆第1章3（1）エ
長期的に目指す姿（第1章3（1））	事業者	観光事業者としてどう向き合うかについても触れるべきで、事業者は資源を守りながら活用することが大切であるとメッセージを出すことが重要である。	エコツーリズムが地域資源を保全しながら持続可能な形で活用する地域づくりの仕組みであるという点について、追記、補強いたしました。 ◆第1章3（1）アなど
	全体図とインバウンドの関係	第1章3では対象者別にメリットなどが書いているが、保護と利用の好循環について、どのように連携、実現しているか、全体図を示すような提示があればと思う。その上で対象者別に説明できると良い。 その上で、対象者をインバウンドとして切り分けて捉えるか、グローバルなツーリストが私達の近くまで来ている状況で、グローバルな観光の世界と私達がどう繋がるかの視点で見る必要がある。	保護と利用の好循環を各主体がどのように連携し、実現していくかについて、追記、補強いたしました。 また、地域におけるエコツーリズムと海外、世界との関係についても整理しました。 ◆第1章3（1）
	エコツアー料金	資源を守っていくためのコストであるという位置づけで、エコツアーの料金や寄付を捉えられるようになるとうい。	第1章3（1）アの記載に内包されていると考えておりますが、加えて、第3章3（3）において追記もさせていただきました。
	海外へは	長期的に目指す姿において「エ 海外へは」の部分の重要性が増していると感じる。観光立国推進基本法の冒頭には「観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであって、その持続的な発展は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を享受しようとする我らの理想とするところである。」とあり、観光本来の意味を含めて書かれている。そういう事も参照しながら、「エ 海外へは」において、インバウンドや国際社会における日本の地域のあり方にもう少し触れられればという印象を持っている。	観光立国推進基本法等も参考にしながら改めて整理し、追記しました。 ◆第1章3（1）エ
重点的に取り組むべき当面の課題（第1章3（2））	人材育成	人材育成は地域の自然発生的な方向でよいと思う。プログラム作りは民間の役割であり、自然保護の取組に対し地域がバックアップする仕組みも必要であると思う。	地域での独自の人材育成や自然保護の取組へのバックアップに期待しながらも、エコツーリズム実施地域の実情を踏まえ、現段階においては当省も引き続き支援していきたいと考えております。 ◆第1章3（2）ア
	人材育成	ガイド育成以前に、地域でビジネスプランニングができるファシリテーター、コーディネーターを育てる必要があり、それを支援する仕組みがあればよいと考える。そこで止まってしまうと日本全国に広がらない。	引き続きコーディネーター等の育成及び支援は重要であると考えており、地域への支援の中でガイド、コーディネーター「等」の育成について項目建てしています。 ◆第1章3（2）ア

論点・ポイント	分類	意見	対応方針
	必要な支援	全体構想認定のメリットがあっても感じにくい原因の一つに、協議会等での人間関係づくりや場づくりを半ばボランティアにしなければならないことのストレスがある。コミュニケーションや合意形成等は面倒だが、コーディネーターの技術でカバーできる部分もある。サポートができるとメリットを感じやすくなるのでは。第1章3（2）重点的～の、アの部分へのサポートができればと思う。	
	人材育成	人材育成については、単にエコツアーのガイドやコーディネーターということだけではなく、エコツーリズムという大きな枠組みにおける様々な役割の中での必要な人材ということが読み取れるようにしていくのか、エコツーリズムにかかわる人材というものを具体的に設定していくのか。	いただいたご意見も踏まえ、今後の人材育成に対する支援の在り方について検討してまいります。
	自治体支援	（2）重点的～の「ア 地域への支援」が重要だと思うが、エコツーリズム推進について深く理解する自治体もあるが、ほとんどの自治体では理解されていないのではという印象を受けている。自治体へのインプットが必要である。	自治体も対象として含むものとして、エコツーリズムそのものの認知拡大について記載いたしました。手法としては、自治体向け説明会の実施等も含め、検討していきます。 ◆第1章3（2）イ
	自治体の支援	自治体に対してエコツーリズムに関する理解促進のサポートが必要である。	
	モニタリング	ローカルサイエンティスト、その地域に暮らしながら地域の変遷をとらえるという役割も今後大切になるのかなと思う。第1章3「重点的に取り組むべき当面の課題」においてモニタリングは「研究」として書かれているが、事例があるのであればこの中に位置づけることもよいかもしれない。	ローカルサイエンティストの実態や事例については把握できておりませんが、モニタリングに関する研究、技術等に関する整理については重点的に取り組むべき事項として改めて位置づけ、今後情報収集等を進めて参りたいと考えています。 ◆第1章3（2）ウ
	ニューツーリズム	「ニューツーリズムの創出、流通施策との連携」については、何々ツーリズムのようなものが次々と出てきてしまい、それらが全てエコツーリズムに当てはまるか分からないことから、「エコツーリズムという環境の中で出てくる、その時々社会情勢や国際的な潮流に合わせたプロダクトを準備していく」という考え方の方がよいのではないかと。	ご意見のとおり考え方を基本として、現行基本方針の第1章3（2）オの中の「ニューツーリズムの創出・流通施策との連携」の記載は削除することとします。 そのほか、共管省庁の取組との連携について検討していきます。
	留意事項	「重点的に取り組むべき当面の課題」について、もう少し大きな視点で捉えてもよいのではないかと。これまでの「住んでよし」「訪れてよし」に加え、子どもたちや次世代などの人材育成も含めた「学んでよし」、さらに「仕事してよし」として仕事の場所としても良いとも言える。さらにその先の発展を考えると「投資してよし」となり、人的、物的投資が見込まれる。このような大きな捉え方で考えていただき、それぞれの分類に今の時代に合った政府方針を入れていくと整理しやすく、評価指標としても分かりやすいのでは。	基本方針上の記載としては、現行の項目建付けとさせていただきます。つ、全体の戦略、方針についてはご意見も踏まえ、引き続き検討していきます。
協議会運営リソースの不足、協議会事務局の体制	自治体の課題	行政職員がマンパワー不足、財源不足で余裕が無く、担当が異動すると定着していかないという行政的な問題意識がある。	DMO等も協議会事務局を担う事ができ、柔軟な対応ができるように修正しました。 ◆第2章1（2）
	協議会運営の仕組み	エコツーリズム推進協議会は基礎自治体がトップになる仕組みのため、事務局もそこが担うことが多いが、協議会の組織的にそこがネックとなっており、自治体の担当者が変わると受け継がれず形骸化してしまうのが実情かと思う。協議会そのものが民間の意志ある人達で動かせる少しライトな仕組みにするなど、担い手をどこが担うかの議論が必要である。	
	財源	協議会の財源支援は、観光庁で作成した「DMOにおける自主財源開発ガイドブック」があるので連動、参考にしたい。	協議会向けの情報提供手法の一つとして参考にさせていただきます。
	広域連携	全体構想は基礎自治体単位となるが、観光も広域連携になってきている中で、そこをどうカバーするのか。今後は広域、複数の市町村で考えていかないとパワーが足りなくなるため、地域連携DMO、地域連携エコツーリズム協議会であれば環境省が少しバックアップするなど、財政支援のあり方も検討が必要である。	複数市町村が関係する場合については、第3章1（2）において触れており、現行の記載を維持させていただきたく考えております。財政支援の在り方については、ご意見を踏まえ今後の検討課題とさせていただきます。
	留意事項	エコツーリズム推進法は国としてどういう日本を作りたいかという最初のポリシーだと理解したほうがよい。地域が推進する際の基本的な事項がこの基本方針であり、それに沿って実施するという意思をもつ地域が推進法の認定をとる。そこに立ち返り考えた方がよい。また、協議会を作らず地域のエコツアーだけを発展させるのもよいし、エコツーリズムが必ずしもこれに則って行うものでもないとする。	見直し作業に当たっては、いただいたご意見を念頭に置きながら進めて参りたいと思います。
	留意事項	地域協議会に関わらなくてもエコツーリズムが出来ている地域も一定数ある。この法律の骨組みや、理念、協議会を軸にする意味が、地域の中に浸透することが大事だと思う。	エコツーリズムの仕組みや法律の枠組み等についてよりわかりやすくなるよう文章を整理いたしました。 ◆はじめに、第1章等
	留意事項	協議会を作る際、事業費をもらうためではなく、事業者が自立した上で連携する、パートナーシップという意識を持つということが大事なのかなと思う。事業者はツアーとしてお金を貰うのであれば、自分たちで事業を行う力を持っている事が前提かと思う。	自立運営という視点において重要なご意見であると認識しております。一方で、基本方針上に踏み込んだ記載をする段階にはないと認識しており、基本方針外において自立運営に向けた意識の醸成などについて検討してまいります。
	留意事項	誰がエコツーリズム全体構想によって儲かり、所得が増えるのか不明確である。エコツーリズムの協議会は、だれが受益者なのか分かりにくく、それが協議会を運営していく中で引っかかる原因だと思っている。	今後の政策の参考とさせていただきます。

論点・ポイント	分類	意見	対応方針
モニタリング	教育効果	モニタリングも参加型にすることで教育効果も得られる。メリットを感じてもらう主体を学校関係などにも広げるとよい。マーケティングについても、教育関係などの人々も対象者に含まれるのではと考える。	ご意見を踏まえ、参加型による環境教育効果について追記しました。 ◆第3章3（3）
	地域での実施	エコツーリズム推進法が地域に求めているものに対して「ア地域への支援」を通して、地域が実行できるようにするのが重要な点である。モニタリングは「エ 科学的評価方法に関する調査研究」に入っているが、地域の中でモニタリングができるようになるとよいと考える。	現状、費用面についてはエコツアー交付金を活用いただけるものの、継続的な支援ではないため、持続的な資金運用スキームが必要であると認識しております。モニタリング検討地域への専門家派遣や、国によるモニタリング手法の周知なども引き続き検討します。国によるモニタリング手法等の研究に関しては、第1章3（2）ウにおいても重要課題として記載しており、整理についても追記させていただきます。
	連携	事業者としてアクティビティをしながらモニタリングを報告する手法がある。自然体験アクティビティガイドラインにもいくつかのケースを示しているので参考にしたい。	ご意見も参考に、国によるモニタリング手法の周知などについて、引き続き検討します。
	連携	モニタリングは研究者が上に立つことが重要だと考える。研究者とガイドがパートナーシップを結んでモニタリング調査ができれば素晴らしいと思う。またそれを観光のプロモーション、マーケティング材料に使う事がこれから重要になると考える。	今後の政策の参考とさせていただきます。
	必要な支援	モニタリングの取組がエコツアーのプログラム作りにフィードバックできるような支援が必要である。	モニタリング結果のフィードバックについては第3章3（3）においても触れているところですが、そこに対する支援については引き続き検討してまいりたいと思います。
	必要な支援	メリットがあっても感じにくい原因の一つに、モニタリングの手法がストレスであることがある。地域にナチュラリストがいなくなっていおり、何をどうモニタリングすればいいかわからない。一定の手法や人材バンクのようなものがないと難しいと思う。このあたりのサポートができるとメリットを感じやすくなるのでは。第1章3（2）重点的～のエの部分へのサポートができればと思う。	モニタリング検討地域への専門家派遣や、国によるモニタリング手法の周知など引き続き検討します。
	必要な支援	モニタリングについては、各地域がそれぞれ独自に行くと偏ってしまうこともあるので、たとえば環境省で全国统一した形のモニタリング指標等を示していく、又は国際的にも使われているような水準のものを導入する、そういったことを支援、助言していく、ということが必要と感じている。	モニタリング検討地域への専門家派遣や、国によるモニタリング手法の周知など引き続き検討します。国によるモニタリング手法等の研究に関しては、第1章3（2）ウにおいても重要課題として記載しており、整理についても追記させていただきました。
	例示の必要性	モニタリングは専門家の調査という難しい印象なのは仕方がないことだが、モニタリングは地域の資源を守るための基本的な出発点である。実施しやすくするためには、例を基本方針で示すのが良いと考える。	基本方針での具体的な例示はそぐわないことから、別途例示手法を検討しつつ、モニタリング検討地域への専門家派遣や、国によるモニタリング手法の周知など引き続き検討します。
	留意事項	モニタリングは専門的にするときりがなく、多くを求めているわけでないというスタンスで進めるのがよい。	モニタリング検討地域への専門家派遣や、国によるモニタリング手法の周知など引き続き検討します。
全体構想認定の メリット	留意事項	貢献型ツアーもあったが、（モニタリングは）人を巻き込めるポイントになる。	貢献型ツアー、観光旅行者の巻き込み、その他の主体の巻き込みについて、ご意見を踏まえ追記しました。 ◆第3章3（3）
	メリット例	特定自然観光資源を設定し守るべき観光資源を明確にしていこうことや、法に基づき地域の多様なステークホルダーが同じテーブルにつくことが本来のメリットだと考える。	特定自然観光資源に関する項目を独立させ、記載を充実させたほか、エコツーリズムの取組による地域の連携や結束について整理、追記しました。 ◆第1章3（1）ア、第3章4
	教育	環境教育や自然環境保全をメリットと感じられるようにするのが肝だと考える。エコツーリズムを進める中で、エコツーリストを育てることが社会的に大事な事なのではないか。	ご意見を踏まえ追記しました。 ◆「はじめに」
	データ	全体構想をまとめた地域がどれだけ観光で潤っているのかデータで見る必要があると思う。	重点的に取り組む事項の中で、地域に対する支援として、自然観光資源等（地域への経済効果等も含む。）のモニタリング及び評価への支援を追加しました。 ◆第1章3（2）ア
	データ	どのくらいエコツーリズムによるメリットが出てきているのか、統計数字や社会的側面で把握する事について、基本的スキームは国の基本方針の中で提示するとよい。	委員の皆様のご意見踏まえ、現行の基本方針に記載している、守りたい自然観光資源の保護、持続的かつ質の高い自然観光資源の利用、地域のブランド力の向上といったメリットを地域がうまく活用、感じることでできるような方策を検討していきます。
	事例	「認定の趣旨」について、国際認証等も含めてラベルを取れば集客力が上がるわけではない。他力本願ではなく自分達がもっと宣伝をしていくべきである。例えば基本方針に記載するかどうかは別として、環境省が先進国の事例を研究し、認証を受けた地域がそれをどのように活用しているのか等を地域に共有することはよいかもしれない。	
	留意事項	私は協議会からメリットを聞くことはあるが、メリットが無いというコメント自体あまり聞かない。定性的なので難しいとは思いますが、エコツーリズム推進を進める前後で地域がどう変わったのか共有する機会がないのではないか。課題がはっきりあり認定をとったところは確認できているのではと思う。	

論点・ポイント	分類	意見	対応方針
	留意事項	メリットを感じられないというよりも、費用対効果のバランスが悪いのでは。費用と効果の部分が整理されるか、手間の部分の簡略化ができればと思う。恐らくメリットは十分あるのではと思うが、感覚の問題なので難しい。	
	表現	何をメリットとして求めるか、立場によって感じるメリットは違うと思うが、それぞれが求めるところが最終的に一つになるようなニュアンスが欲しいと思った。	
全体を通して	ふりかえり	20年前と比較し、できた事、できていない事など、棚卸しが必要だと思う。当時はインバウンドの視点は無く、国際協力のような内容だけであった。インバウンドのお客様は、保全だけでなく日本人の自然観、里地里山、里海など、どう日本人が持続的に守っているのか、宗教観などを聞きたいと思っている。そのあたりも必要だと考える。	棚卸に関しては、大きくは第1回検討会においてお示ししたとおりです。 インバウンド視点についてはご意見を踏まえ追記しました。 ◆はじめに、第1章3（1）エなど
	ふりかえり	20年経った今、エコツーリズム推進法あるいはエコツーリズムがどういう位置づけにあるのかを棚卸するべきである。グローバル化や、エコツーリズムの価値がなかなか伝わっていない現状を踏まえ、両面を解決するようなことができればと思う。	20年近く経過した今だからこそ、エコツーリズム推進法、ないしエコツーリズムは時代に即した目指すべきツーリズムの姿と認識しており、文章の中で追記しました。 ◆「はじめに」、第1章1（2）
	エコツーリズムの役割	エコツーリズムの大きな役割は「繋ぐ」という事だと思う。繋がりがから未来ができる、それこそがエコツーリズムの大きな役割であると思う。	第1章3（1）アに記載されている部分だと認識しており、「はじめに」においても重点的に追記しました。 ◆「はじめに」、第1章3（1）ア
	自治体への支援	地方自治体への支援が必要である。認定を作るときは勢いがあったが、その時代を知らない人が行政の中心となっている。環境省の事務所もそうだが、推進法の意義や、どう進めるべきかを伝える機会を作ることが必要だと思う。	ここでいう支援とは、エコツーリズム推進法について理解する機会の創出であると認識しています。説明会等の開催による認知拡大のほか、地方自治体への支援については引き続き検討してまいります。
	若者への普及	エコツーリズムが持続的に広まるためには、若者達に多くの機会を意図的に与えることも大切だと思う。一委員としての個人的見解であった。	今後の政策の参考とさせていただきます。
	自然環境の課題	温暖化の現状や、生態系の変化、自然再興の動きなどを強めに記載しても良いと思う。	地球環境や生物多様性に関わる動きについて追記しました。 ◆はじめに
	地域社会の課題	地域の人が感じている課題をエコツーリズムという哲学をふまえ、どのように課題解決につながるかを分かりやすい文章で示す必要があると思う。	第1章3（1）ア「エコツーリズムの推進によって長期的に目指す姿」の中で記載がありますが、改めて整理し、より分かりやすい表現としました。 ◆第1章3（1）
	地域社会の課題	エコツーリズムを推進することが周辺の課題の解決に繋がるというイメージを伝えるべき。	第1章3（1）ア「エコツーリズムの推進によって長期的に目指す姿」の中で、様々な社会課題の解決につながりうる旨を追記しました。 ■第1章3（1）ア
	地域社会の課題	今の時代に即して、ネイチャーポジティブやウェルビーイング、地域循環共生圏など、これからの未来を作る大事なキーワードを活用してはどうか。それらへのアプローチとしてエコツーリズムが効きそうだと地域の行政マンが認識すれば、また動いてくれるのではないかと思う。現代に即したエコツーリズムの価値を地域に知ってもらうことが必要である。	今の時代に即した環境政策についても記載しました。より多くの自治体に認知してもらえるような方法を検討してまいります。 ◆「はじめに」
	地域の参加	「うちはエコツーリズムをやっている事業者ではない」と壁を作る事業者が多いが、垣根をどう低くするかが課題である。	基本方針上は基本的には法に基づくエコツーリズムがベースのため、引き続き広義のエコツーリズムを含めた周知活動に努めてまいります。
	地域の参加	地域の人たちは「観光」という言葉からオーバーツーリズムへの不快感や恐怖を感じている。そのアンチテーゼになるのがエコツーリズムだということをやうまく書けるとよい。	ご指摘の点について、特に「はじめに」の中で整理し、他の箇所においても追記、補足いたしました。 ◆はじめに、第1章1（2）、第3章3（1）
	地域の参加	エコツーリズム推進法の中での都道府県の役割を明確にしたほうがよいのではないか。	現行の基本方針では、第2章1（1）、第5章2、4、5において都道府県に求められる役割を記載しており、現状の記載を維持させていただきたいと考えております。
	企業の参加	企業がどういう形で地域をバックアップするか、企業の役割を基本方針に入れられるとよいのではないか。	企業の役割については、多様な形が想定され、基本方針上は落とし込みにくいと考えております。 エコツーリズム大賞では民間との連携の好事例についてもパートナーシップ賞として表彰しており、基本方針とは異なる形で示していきたいと考えております。

論点・ポイント	分類	意見	対応方針
	企業の参加	エコツーリズムがどう気候変動などへ貢献できるのかという要素が必要である。ネイチャーポジティブ（自然再興）について、企業の関わりも重要になるため、企業の役割を入れられないか。日本企業の環境に対する考え方が十分ではないと考えており、経済団体などへのアプローチが必要ではないか。	エコツーリズムと環境問題との関わりについて、「はじめに」で記載しています。 企業の役割については、基本方針上は落とし込みにくいところであり、追記は行わないこととしました。 ◆「はじめに」
	バリアフリー等	これまでの見直しと、これからの視点の両方において「多様性」という言葉があまり入っていないと思う。自然など資源に対する多様性は記載されているが、お客さんや受け入れ側の多様性、受け入れ体制を推進していく中で、いかに多様な主体を巻き込むかが重要になると思う。障害者やD&Iなど、様々な方が一緒に参加したり関係する視点がエコツーリズムにおいて大切であると思う。	受入体制側の多様性については研究が必要ですが、高齢者や障がい者などあらゆる人が参加者としてエコツーリズムに関わることは、地域におけるエコツーリズムの継続性、持続性にもつながることから、取り組む際の配慮事項として追記しました。 ◆第1章2（3）
	留意事項	（第1章）「エコツーリズムの推進によって長期的に目指す姿」について、たとえば現行ではイの参加者の部分に「観光旅行者」とあるが、この定義については注意が必要。リモートワークや二拠点滞在など、地域を訪れる人は多様化してきている。そのような人が地域の人よりもエコツーリズムに大きな役割を担っていることがあるかもしれない。住民や、観光旅行者という狭い定義ではなく、滞在する人を含めて考えるとよい。	法においても観光旅行者という用語を用いていますが、条文上、観光旅行者の定義は定められていません。観光であることからビジネスで滞在する人などは観光旅行者そのものには含まないものと考えています。一方で、それらの人々が地域におけるエコツーリズムの取組の中で関わりあうことは目指すべき理想的な姿の一つであり、当該部分については、観光旅行者に等を加えさせていただきました。 ◆第1章3（1）イ
	留意事項	海外旅行者だけではなく日本に居住する海外の方も増えている。「多文化共生」という視点も広義のエコツーリズムにはうまくはまってくるのではないか。	重要な視点であると認識していますが、基本方針上はあくまで法の規定上のエコツーリズムがベースとなることから、「多文化共生」としてのエコツーリズムは、基本方針とは異なる形でアプローチしていきたいと考えております。
	留意事項	大前提として、用語として「エコツーリズム」という概念と、エコツーリズムの中に存在する「エコツアー」（旅の商品等）が混同しないようにしなければならない。	検討会中の議論において用語の混同が見られたものと認識しており、基本方針の現行文上は正しく使い分けられていると考えております。見直し作業に当たっても、ご意見踏まえ案を作成いたしました。
	情報発信	オーバーツーリズムが発生しているような場所ばかりが情報発信されている。発信についても再考が必要ではないか。	情報発信の在り方について、基本方針上は踏み込んだ記載は難しいものにとらえていますが、施策の中で留意していきたいと考えております。